

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可等
に係る標準処理期間について

沖縄総合事務局長及び沖縄総合事務局陸運事務所長権限に係る一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可等、並びに貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の受委託についての標準処理期間を下記のとおり定めたので公示する。

なお、「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可等に係る標準処理期間について」（平成 1 0 年 1 2 月 2 1 日付け公示第 8 7 号）は平成 1 5 年 3 月 3 1 日をもって廃止する。

平成 1 5 年 3 月 2 7 日

一部改正（平成 2 5 年 1 0 月 1 5 日付け公示第 5 1 号）

一部改正（令和元年 9 月 1 0 日付け公示第 4 0 号）

一部改正（令和 7 年 8 月 1 5 日付け公示第 5 5 号）

内閣府沖縄総合事務局長

記

1. 一般貨物自動車運送事業の許可	3 ～ 5 ヶ月
2. 一般貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可	
（陸運事務所長権限に係るもの）	1 ～ 3 ヶ月
（その他のもの）	1 ～ 4 ヶ月
3. 貨物自動車利用運送に係る事業計画変更の認可	1 ～ 4 ヶ月
4. 一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの認可	1 ～ 3 ヶ月
5. 一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併又は分割の認可	1 ～ 3 ヶ月
6. 一般貨物自動車運送事業者が死亡した場合の相続の認可	1 ～ 3 ヶ月
7. 一般貨物自動車運送事業の運送約款の認可	2 ヶ月

- | | |
|--------------------------------|----------|
| 8. 特定貨物自動車運送事業の許可 | 2 ～ 4 ヶ月 |
| 9. 特定貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可 | 1 ～ 3 ヶ月 |
| 10. 特定貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの認可 | 1 ～ 3 ヶ月 |
| 11. 特定貨物自動車運送事業者たる法人の合併又は分割の認可 | 1 ～ 3 ヶ月 |
| 12. 特定貨物自動車運送事業者が死亡した場合の相続の認可 | 1 ～ 3 ヶ月 |
| 13. 陸運事務所から沖縄総合事務局長への進達 | 5 日～10 日 |
| 14. 輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可 | 2 ヶ月 |
| 15. その他 | |
- 標準処理期間は適法な申請を処理するために通常要すべき標準的な期間であると解釈されていることから、標準処理期間の算定には以下の期間は含まれないので留意されたい。
- ① 申請が不備のため当該申請の補正をするために要する期間
 - ② 申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要な期間 等

附則（平成 25 年 10 月 15 日一部改正）

この公示は、平成 25 年 10 月 15 日から適用する。

附則（令和元年 9 月 10 日一部改正）

この公示は、令和元年 11 月 1 日から適用する。

附則（令和 7 年 8 月 15 日一部改正）

この公示は、令和 7 年 8 月 15 日から適用する。